

The United States of America と The United States of Europe

—その連邦制への道のり—

加 藤 洋 子

Yoko KATO. The United States of America and The United States of Europe: Their Roads to Federation. *Studies in International Relations* Vol.36, No.1. October 2015. pp.1 – 14.

The history of the United States, especially its transition from colonies to confederation and federation, has exerted a unique influence on the process of European integration. This article discusses the role of the United States as a model for European integration, first of all, by tracing the origins of the name of the United States of America; secondly, by examining the usage question of plural or singular verb forms in conjunction with the term “United States”: thirdly, it explores how the United States has captured the European imagination on their road to integration, and how Americans and Europeans resonate with each other on both sides of the Atlantic in their exploration of desirable political systems.

はじめに

「アメリカ」あるいは「アメリカ合衆国」と記述されることの多いThe United States of Americaの名称であるが、日本ではその他にも「アメリカ合州国」「米国」などの訳語がこれまでに用いられてきた。これらのなかでも「合衆国」は「大衆を統合する国」をイメージさせ、他方、「合州国」は「州が合体した国」を彷彿とさせる。同じThe United States of Americaでありながらも、訳語の違いにより統治形態についての解釈の違いが鮮明になっている。

本稿では、第一に、アメリカの国家としての統合がどのようにしてなされ、また、今後、どのように変化していくのか、という問題を、まず国名やその国名の扱い方に焦点をあてて検討する。

アメリカ大陸では、クリストファー・コロンブスの第一回航海(1492～93年)以降、スペイン領やポルトガル領が展開していたが、1607年にはイギリスが、植民地ジェームズタウンを建設した。1730年代までに北米東海岸沿いに13の英領植民地(マサチューセッツ、ロードアイランド、ニューハンプシャー、コネティカット、ペンシルヴァニア、

ニューヨーク、ニュージャージー、メリランド、デラウェア、ヴァージニア、ノースカロライナ、サウスカロライナ、ジョージア)が形成された。

その後、対英独立戦争(1775～83年)が始まり、1776年7月4日には独立宣言が出された。翌年には「連合と恒久的結合の諸規約」(連合規約)が採択され、1781年に発効。ここで13の英領植民地は、まずは13の邦(原文ではstatesで、旧植民地をさす)からなる連合を形成し、連合の名称はthe United States of Americaと決められた。1783年にイギリスと講和した時は、連合の時代(1781～88年)である。この時、ミシシッピ川以東(フロリダを除く)がアメリカ領となった。

連合の時代では、各邦は主権をもち、中央政府には課税権や通商規制権、また軍隊もなかったから、中央政府は弱体で十全な統治をすることができなかった。そこで、1787年にフィラデルフィアに各邦の代表が集まり、中央政府をより強化した今日の連邦憲法の草案が作られた。翌年に9つの邦の承認を得て連邦憲法が発効。1789年4月にジョージ・ワシントンが最初の首都ニューヨークで初代大統領に就任し、第一回の連邦議会も開催された。国名の変更はなく、引き続きThe United

States of America が用いられた。

こうして13の英領植民地 (colonies) は、連合規約下では13の邦 (states) となり、連邦憲法下では邦は州 (states) になった。同じstatesでも連合規約下では「邦」として、連邦憲法下では「州」として訳される。連合の時代には「邦」は主権をもっていたが、連邦憲法下では、中央政府である連邦政府の権限が強化されたので、連合規約下のstatesと区別するために「州」として訳される。

英領植民地時代の各植民地は、同じ国王のもとにあっても、議会や課税権を別にしていて、一国一城の主のようだった。その後の連合の時代でも、中央政府には課税権や軍隊がなく、主権は旧植民地にあたる邦に与えられていた。1788年に今日の連邦憲法が発効して中央政府が一段と強化されたが、それでも旧植民地や邦の流れをくむ州は、州権を根拠にして連邦政府と対立した。州権の優位を主張した南部諸州は、南北戦争 (1861～65年) 時にはついに連邦を脱退し、内戦に至ったのである。当時のエイブラハム・リンカン大統領がなによりも求めたのは、奴隷制の廃止ではなくて、連邦の統一と維持だった。このようにアメリカは独立後も国家統合と分離・分散の問題を抱えていて、アメリカにおける連邦政府の優位の確立はいつなのか、という問題が論争を呼んできた。

本稿でのアメリカの国名 (the United States of America) についての記述は、単に名称の起源を追究するというだけではない。17世紀であれば、クエーカー教徒などはマサチューセッツ湾植民地に入れば処刑されかねないといった時代を経て、各植民地がどのような過程で統合を進めていったのか——その問題の一端を、国名の形成過程を中心に検討する。

また、本稿ではアメリカの国名の単数扱い・複数扱いをとりあげているが、これも英語表現の問題だけではない。州権の優位を主張する動きを抑えて、連邦政府のもとに諸州が統合される時期を、the United States of America という名称の扱い方に焦点をあてて検討するものである。ここでわかるのは、20世紀には公式文書では国名の単数扱いが定着したが、第二次世界大戦後に大統領によって複数扱いが用いられるなど、州権の根強さが垣

間見られるという点である。また、近年の移民問題をめぐる州権の主張の広がりなどを見れば、アメリカでも分散の動きがないとはいえず、アメリカは国家としての統合問題を今日でも抱えている。英領植民地時代の遺産は、それほどまでに大きな痕跡を残している。

第二に、本稿では、国家統合をめざしたアメリカの苦難の歴史が、ヨーロッパ統合—そのなかでもとくにthe United States of Europeを形成しようとする動き—にどのような影響を与えてきたのかという問題について検討する。

ヨーロッパ統合はヨーロッパのこととして扱われることが多いが、ヨーロッパ統合へのアメリカの影響に関する指摘もなされている¹。既存研究に見られる「アメリカの対共産圏戦略とその変容との関係」や「アメリカとの対抗関係」というファクターは重要であるが²、本稿では、そうした視点ではなく、国家統合を追求したアメリカの苦難の道のりが、分離と統合という困難に直面するヨーロッパに及ぼす影響について焦点をあてる。

ヨーロッパでは、長い歴史をもった諸国家が集まり、統合を追求している。如何に独自性をもっていたとしても英領植民地時代の13の植民地は、国家とは位置づけが異なる。アメリカでもヨーロッパでもthe United Statesがめざされたとしても、The United States of AmericaのStatesはもとをただせば英領植民地であり、The United States of EuropeのStatesは国家をもとにしている。両者の道程はすべて同じというのではない。

しかし、国家基盤の形成において苦闘の道を歩んだアメリカの経験 (とくに主権をもった邦からなる連合の時代から連邦制度への移行、および南北戦争にも関わらず連邦制度が維持された点など) は、ギリシャの債務危機などで分離の危機にさらされているヨーロッパ連合に、一つの先例として影響を与えている。ヨーロッパ連合の結束維持を求める人々のなかには、ヨーロッパ連合の参加国は、分離の道を辿るのではなく、統合を一段と強化し、アメリカにおける州のような位置づけになるべきだ、と議論する人々がいる。

振り返ってみれば、アメリカでの連邦制度の発足期には、中央政府の強化を求めるフェデラリス

トと、連合時代の邦の主権を維持しようとした反フェデラリストとが激しい論争を展開していた。また、連邦憲法制定後も、中央政府の強化に反対した州権論が強く、ついには南北戦争という分裂に至った。1993年に発足したヨーロッパ連合(EU)でも統合強化に反対する声は根強く、ヨーロッパ連合の現段階は、中央政府の強化をめぐる深刻な対立が続いたアメリカの建国期に似ている、と論じることもできるかもしれない。ヨーロッパ連合は連邦制への道を歩んでいるとはいえない、という議論もあるが³、アメリカの国家統合の歴史がどのようにヨーロッパ統合に影響を与えてきたのか、という観点からの検討は進めていくべき課題となっている。

分離・分散と統合という相反する方向に向かう動きは、大西洋の両岸でどのように連動して、新しい21世紀の国際関係が構築されていくのだろうか？また、アメリカの事例がなぜヨーロッパでとくに注目されるのだろうか？大西洋の両岸での政治思想や政治形態の模索と連動は、なにもアメリカの独立やフランス革命の時期のみに限られることではない。ヨーロッパ統合の歴史に関して、大西洋の両岸での動きをもっと分析する必要があるだろう。

本稿での第三の目的は、21世紀における主権国家の変容について何らかの手がかりを得ようとするものでもある。ウェストファリア条約(1648年)以来ともいわれる主権国家を基盤とした国際関係は、21世紀には国家の内外における変容を通じて、新しい国際関係へと変化していくことが予想される。21世紀を展望するには、国家だけを見るのではなく、本稿で取り上げるように、国家内の変容として、一つには国家のなかの地域(州など)が如何に影響をもってくるのか、といった問題を検討する必要がある。また、国家内の変容だけでなく、国家外の問題として、ヨーロッパ連合のような地域統合の形成や、国際機関や国際連携の形成・強化などについての検討も重要である。国家の内外での変化と連動を総合的にとらえるなかで、21世紀の国際関係に関する動向解明の一助をえることができるだろう。

なお、本稿では、The United States of America

は、原語で表記するか、あるいは「アメリカ」として記述し、アメリカ大陸をさす場合には「アメリカ大陸」と記す。The United States of Europeに関しては、原語のままを用いるか、場合によっては「ヨーロッパ合州国」と表記する。

I The United States of Americaが使われ始めたのは？

北米の英領植民地では、17世紀には宗教の影響が強く、各植民地の宗教も異なっていたから、植民地が団結するのは難しかった。18世紀に「信教の自由」という考え方が浸透していくことが、これらの植民地の団結には不可欠だったが、いつ各植民地が一つになっていったのか、という問題について、以下に国名の成立過程を通じて検討してみたい。

アメリカ国内においては、どのような経緯でThe United States of Americaが使われるようになったのだろうか？まず挙げられるのは、1776年7月4日の独立宣言(同年6月11日の草稿を含む)で初めてこの名称が使われるようになったとする独立宣言説である。独立宣言は、アメリカの第3代大統領にもなったトマス・ジェファソンが主要起草者であり、その正式のタイトルは、「13のthe United States of Americaの全会一致の宣言」(the Unanimous Declaration of the thirteen United States of America)である。

独立宣言説をとる一例としては、エドモンド・バーネットによる1925年の論文がある⁴。この論考で、彼は、the United States of Americaの名称は独立宣言で初めて使用された、と主張した。ただし、この文言は、突然、登場したのではなく、進化の結果として形成されたもので、“United colonies” “America” “North America” “Twelve” “Thirteen”といった語は、独立宣言以前でも頻繁に用いられていた、という。

バーネットは上記論文で言及してはいないものの、古い事例としては、1643年の「ニューイングランドの団結した諸植民地の連合規約」がある⁵。このニューイングランド連合の規約では、本文中の第2項にthe United Coloniesの文言が用いられ

た。また、これはバーネットも指摘しているが、1775年7月6日の大陸会議による「武器を採る理由と必要性」についての宣言は、the United Colonies of North Americaの代表によって出されたものである⁶。さらに、「12の団結した植民地から大ブリテンの住民への大陸会議による呼びかけ」と題した同年7月8日の文書では、Twelve United Coloniesという文言が用いられている⁷。このようにthe United States of Americaの各部分は、それぞれ単独ではあるが、独立宣言前にも使われていた。

以上の独立宣言説は広く受け入れられてきたが、最近になってあらためて注目されているのが、カーティス・ネテルズによる見解である。彼は、その著書『ジョージ・ワシントンとアメリカの独立』（1951年）において、スティーヴン・モイランからジョセフ・リード宛ての1776年1月2日付の手紙で、the United States of Americaの文言が使われていることを見出した⁸。現存する史料のなかでは一番古い使用事例であるという。

北米英領植民地の独立戦争は、1775年4月にボストン近郊でのレキシントン・コンコードの戦いから始まった。イギリスとの戦いの渦中であって、各植民地の代表が集まり、1775年5月には第二回大陸会議が開かれた（第一回大陸会議は1774年に開催）。ここで6月15日にジョージ・ワシントンが植民地軍の総司令官に任命された。

モイランもリードもワシントンに近い人物である。ちなみにリードは、1741年にニュージャージーに生まれ、1775年に総司令官ジョージ・ワシントンに求められて植民地軍に参加した。当時はワシントンのセクレタリーをしていたが⁹、のちに、大陸会議のペンシルヴァニア代表になり、連合規約に署名した人物でもある。また、モイランは、1737年にアイルランドに生まれたカトリックで、1768年にフィラデルフィアで船舶事業に従事。1775年に植民地軍に参加し¹⁰、翌年3月にはワシントンのセクレタリーとなった。

1776年1月当時のアメリカは、独立戦争の渦中であってフランスやスペインからの援助を得たいと考えていたが、そうしたなかでモイランは、「the United States of Americaからの十分なパワーをもって、自分がスペインに派遣されるべきである」と、

1月2日の手紙で進言したのである¹¹。

このモイランによる手紙に関しては、2013年のバイロン・ドゥリアによる論考もある¹²。ドゥリアによれば、当時、ボストンはイギリス軍に包囲されていたが、リードもモイランも、ワシントンとともに、マサチューセッツのケンブリッジにおかれた植民地軍の本部にいた。リードがワシントンのセクレタリーをしていたが、リードが不在の時は、モイランが代行していた。こうしたなかで、1775年6月に陸軍、同年10月に海軍、11月に海兵隊も設立され、1776年1月1日には、大陸軍（the Continental Army）の発足を祝う儀式において、アメリカの最初の旗（The Grand Union flag）がワシントンによってボストンで掲揚された。モイランのリードに宛てた手紙はその翌日であるから、1日の儀式の日にワシントンがthe United States of Americaの文言を使ったこともありうる、とドゥリアは記述している。

ちなみに、このGrand Union flagは、大陸会議が1775年12月に設置した委員会が採用したもので、委員にはベンジャミン・フランクリンも含まれていた。この旗は、今日の星条旗と同じく赤7本、白6本の計13本の横線からなっていたが、左上には当時のイギリスの国旗が描かれていた¹³。1776年7月4日の独立宣言時にも、イギリスの国旗がついた旗が、非公式ではあるが、アメリカの旗として用いられていたというのは興味深い。翌年6月14日には、大陸会議はGrand Union flagに代わって星条旗を採用している。

さて、The United States of Americaの文言の問題であるが、モイランの事例の他にも使用例があるものの、いずれも1776年になってからのことである。例えば、「ヴァージニア住民へのプランターによる呼び掛け」と題する『ヴァージニア・ガゼット』の匿名記事（1776年4月6日）¹⁴、大陸会議議員のエルブリッジ・ゲリーからホレイショ・ゲイツにあてた1776年6月25日付の手紙、及び1776年6月29日の『ペンシルヴァニア・イヴニング・ポスト』の匿名記事もあげられている¹⁵。ニューヨーク歴史協会のマリアム・トゥーバは、2014年11月の論考で、史料を用いながら、アメリカの国名の由来を検討しているが¹⁶、この論考において、該当箇

所のみではあるが原文が掲載されているのは、①ニューヨーク公共図書館(New York Public Library)にあるジョセフ・リード文書内の、モイランからリードにあてた1776年1月2日の手紙、②1776年4月6日の『ヴァージニア・ガゼット』の記事、③ゲリーからゲイツに宛てた1776年6月25日の手紙、そして④同年6月29日の『ペンシルヴァニア・イヴニング・ポスト』の記事である。

いずれにせよ、今日の時点で言えるのは、the United States of Americaの名称が用いられたのは、非公式レヴェルにおいては独立宣言より前だが、1776年に入ってからのことで、また、世界にむけた公式文書においてthe United States of Americaが用いられたのは、独立宣言が最初となっている。

1776年9月までには、独立宣言の署名・印刷は終わり、独立宣言はイギリスに送付された。同年9月9日には、United Coloniesの代わりに、United Statesを使うことを、大陸会議は宣言した¹⁷。この名称はすぐに十全に定着したわけではなく、1778年2月6日の米仏同盟条約では、その前文においてthe United States of North Americaの文言が用いられた¹⁸。しかし、その後、The United States of Americaは、連合規約下では連合の名称として用いられ、連邦憲法下では新たに形成された連邦国家の国名になり、今日に至っている。

II The United States of America と統治形態：アメリカの場合

The United States of Americaの名称が使用されるようになったとしても、アメリカがその時点から国家として十全な統合を成し遂げたのではなかった。アメリカの国名の扱い方を見れば、アメリカの国家としての統合には長い年月がかかっていることがわかる。

既述したように、1788年には連邦憲法が発効し中央政府は一段と強化されたものの、強力な中央政府を望む人々と、旧植民地・邦の権限を可能な限り維持しようとする人々との対立は解消されなかった。連邦憲法では連邦政府の優位がうたわれたが、連邦憲法の修正第10条(1791年)では、「連邦憲法が連邦政府に委ねていない権限、あるいは

州に対して禁止していない権限は、州、人民に留保される」と記述されている¹⁹。

アメリカの建国と州権をめぐる経緯は、the United States of Americaの文言の扱い方にも密接に関わっている。それは、英語の記述では、これを単数で扱うのか、複数で扱うのか(例えば、the United States is・・・,あるいはthe United States are・・・を用いるのか)という問題にもなっている。連合の時代のように各邦に主権があるのであれば、単数扱いではなく複数扱いの方が望ましい。他方で、各々のstatesが合体して一つになったことを強調すれば、単数扱いが妥当となる。単数なのか複数なのか、という問題は、言語論争だけでなく、アメリカの統治形態のあり方に関わっている。

アメリカはいつ中央政府のもとに盤石な統治形態を築いたのだろうか? G.H.エマーソンによる1891年の論考は、連邦憲法にその転換点を見出している。彼は、連邦憲法の制定により、連合の時代の諸邦は単体の組織(a unit)になり、アメリカの歴史は、ワシントン初代大統領の就任に伴い、their historyではなくits historyになったと論じた。エマーソンは、この変化をより確固としたものにしたのは南北戦争であるとも書いているものの、議論の重点は、連合規約下での主権をもった各邦の集合体から、連邦憲法のもとで強化されたアメリカの統治組織の変化を示すところにある²⁰。

これに対し、連邦憲法ではなくて、南北戦争が転換点であると主張するシェルビー・フートなどの人々がいる。作家でもあり歴史家でもあるフートによる三巻にわたる南北戦争の本やテレビ・ドキュメンタリーは、多くの読者・視聴者を引き付けた。フートによれば、それまでは複数形として扱われていたthe United States of Americaが、南北戦争後は単数として扱われるようになり、南北戦争によりアメリカに新しい統一性(unity)が生まれたという²¹。

単数か、それとも複数か、という問題について、国務長官(1892～93年在任)を務めたジョン・W・フォスターも、1901年5月の論考において検討している²²。フォスターは、連邦憲法がthe United States of Americaを複数扱いにし、また、最高裁判所の判決や条約でも、建国当初はアメリカを単

数扱いにすることが少なかったことに注目した²³。それでも、建国時でも単数扱いがあったこと、また、建国当時と状況が異なる現状（1901年当時）において、複数扱いにしばられる必要はないと主張した。南北戦争後は単数扱いが増え、また、イギリスやフランスなどをsheと表現することが一般的になっている状況下にあつて、アメリカはtheyではなくsheでもなく、itで表現されるのが好ましい、とフォスターは考えた²⁴。

確かに南北戦争前には、the United Statesは複数形で書かれることが多かった。既述したように、1778年の米仏同盟条約で使われた国名はthe United States of North Americaであるが、この国名に対しては、複数形に対応する動詞や代名詞が用いられていた。例えば、この条約の第11条では、以下のように複数扱いになっている²⁵。（以下、下線は筆者による）

米仏同盟要約（1778年）

ART 11: …; and his most Christian Majesty guarantees on his part to the united states, their liberty, Sovereignty, ….

また、アメリカの独立をもたらした1783年のパリ条約でも、米仏同盟条約と同じような表記がなされている。以下は、パリ条約の第一条の抜粋である²⁶。

パリ条約（1783年）

Article 1st: … the said United States., viz., New Hampshire, Massachusetts Bay, . . . , to be free sovereign and independent States; that he treats with them as such

このようなthe United Statesを複数扱いにするケースは、その他にもルイジアナ購入条約（1803年）の第6条やгент条約（1814年）の第9条、グアダループ・ヒダルゴ条約（1848年）の第11条などにも見られる²⁷。

ルイジアナ購入条約（1803年）

Art VI: The United States promise to execute Such treaties and articles …

гент条約（1814年）

Article the Ninth: The United States of America engage to put an end immediately after the Ratification of the present Treaty …

グアダループ・ヒダルゴ条約（1848年）

ARTICLE XI: … by committing those invasions which the United States have solemnly obliged themselves to restrain.

南北戦争後には連邦の優位は、より確固としたものになっていったが、ベンジャミン・ツイマーは、2005年の論考で、南北戦争が（国名の単数・複数扱いにおける）転換点であるとする説を批判し、南北戦争後でも複数扱いが見られることを強調している。例えば、アメリカの連邦憲法修正第13条（1865年）であるが、これは全米での奴隷制廃止を規定したもののだが、「アメリカの管轄」という文言において複数表現を用いている²⁸。

アメリカ憲法修正第13条（1865年）

AMENDMENT XIII, Section 1: Neither slavery nor involuntary servitude, . . . , shall exist within the United States, or any place subject to their jurisdiction.

さらに、ハリー・S・トルーマン大統領がthese United Statesという文言を使用するなど、the United Statesの複数形による表現は、第二次世界大戦後においても見出される。例えば、1950年5月19日の陸軍夕食会でトルーマン大統領は、以下のように語った²⁹。

In 1945, in October, I... requested a universal training program for the young men and women of these United States, ...

また、以下は、1951年6月22日にエクアドル大統領を迎えた歓迎会でのトルーマン大統領の式辞である³⁰。

I hope, Mr. President, that you will have a most pleasant visit all over these United States. ...

公式文書に関して言えば、フォスターは、1890年代には条約などでは国名が単数扱いになっていることを見出した。これに関連してツイマーは、『ワシントンポスト』の報道(1902年1月8日)に言及している。ツイマーによれば、アメリカ議会上院の委員会が、フォスターの見解を取り入れて、国名の単数扱いを規定したと『ワシントンポスト』が報道したという。同日の『ワシントンポスト』にはそうした記事は見当たらなかったが、別の雑誌 *THE SACRED HEART REVIEW* (1902年1月)では、同様の主旨の記事が掲載されている。それによると、当時、下院の委員会が、議会図書館や最高裁判所などさまざまな分野の人々にあたって国名の単数・複数問題を検討し、さらに、フォスターの上記論考を議員たちが読み、その影響もあって国名を単数扱いにすることを委員会が決定したという。しかしながら、これが国名の扱い方を全面的に解決したというのではなかった。1906年12月2日の『ニューヨークタイムズ』の第一面では、国名の単数・複数扱いが、議会の委員会でも議論されている、と報じられている³¹。

思いのほか長期にわたる議会の懸案事項となった国名の単数・複数扱いの問題だが、最高裁判所による1780年から1919年の裁判に関するマイナー・マイヤーによる論考(2009年)でも、南北戦争後も国名(the United States of America)の複数扱いが持続したことが示されている。この研究によると、南北戦争前の最高裁では、国名の複数扱いが圧倒的に多い。南北戦争後は単数扱いも増加したものの、1860年代を除くと複数扱いのほうが多く、1900年代に入ると、複数扱いは激減し単数扱

いが主流になったという³²。いずれにせよ、20世紀には条約などでは国名は単数扱いとなり、例えば、パナマ共和国との運河建設に関する協約(1903年)や、セオドア・ルーズヴェルト大統領によるモンロー・ドクトリンのルーズヴェルト系列(1905年)、また、1960年の日米安全保障条約でも、以下のように、the United Statesは単数扱いになっている³³。

パナマ運河条約(1903年)

ARTICLE I: The United States guarantees and will maintain the independence of the Republic of Panama.

モンロー・ドクトリンのルーズヴェルト系列(1905年)

... It is not true that the United States feels any land hunger or entertains any project ...

日米安全保障条約第6条(1960年)

ARTICLE VI: For the purpose of contributing to the security of Japan ... the United States of America is granted the use by its land ...

The United States of Americaを単数扱いにするのか、複数扱いにするのか、という問題は、そのまま連邦の優位と州権との論争に結びついている。第二次世界大戦後にもthe United States of Americaの複数扱いが見られるということは、今日では盤石となったと一般にみなされる連邦の優位にもかかわらず、底流では連邦と州との間の緊張関係が存続しているとみなすこともできよう。

Ⅲ The United States of America とヨーロッパ統合

アメリカの特色と21世紀の国際関係の動向を検討する際に有用な視点として、以下では、the United States of America と the United States of Europe と

の関係について検討する。

The United States of Americaの名称とその成り立ちがヨーロッパに与えてきた影響については、これまで深く分析されてはいない。これには、アメリカ研究とヨーロッパ研究とで分断されがちな研究のあり方も関係しているかもしれない。また、ヨーロッパがアメリカに及ぼす影響については多く語られても、アメリカがヨーロッパに及ぼしてきた影響についての検討は手薄である。

ヨーロッパでは、ヨーロッパ連合が1993年に発足し、連合の結束強化とヨーロッパ統合を進めてきた。しかし、現状では、通貨は統一されても財政政策は参加国に自主性があるといった状況にあって、ギリシャの債務危機などにも迅速な対応ができないでいる。ヨーロッパ連合の参加国間の統合はまだ不十分で、金融・財政政策の一体化をはじめとして、一段の統合強化が求められている一方、分離の動きも見逃せない。

統合強化を求める人々にとっては、アメリカの連邦制の歴史が一つの先例となってきた。ヨーロッパ統合の過程は、そのままアメリカの統合の歴史と重なる、とは言えないとしても、欧州統合への道のりにおいて、しばしばthe United States of Americaやthe United States of Europeへの言及がなされてきた。

The United States of Europeの語が用いられ始めたのは後述するように近年のことではないが、最近では、ホセ・マヌエル・デュラオ・バローゾ欧州委員会委員長（当時）による2012年9月12日のスピーチ以降、The United States of Europeの文言があらためて注目されている³⁴。リーマン・ショック後の金融危機のなかにあつて、バローゾ委員長はこの演説で、連合が直面している機構問題に言及した。ヨーロッパ連合は後退してはならず、政治・経済などでの一段の統合を追求し、新しい条約を締結し、国民国家の連邦を形成すべきだ、と彼は訴えた。

バローゾ委員長によるこの講演ではthe United States of Europeという文言は出てこないものの、ヴィヴィアン・レディング欧州委員会副委員長（当時）による「なぜ、われわれは今ヨーロッパ合州国を必要とするのか」と題したスピーチ（2012年

11月）では、the United States of Europeの形成が主要テーマになった³⁵。レディングは、ヨーロッパ合州国の構想は、ヨーロッパ連合条約以降は一時的に後退したものの、金融危機の渦中にあつて、再度この構想を見直し、その実現に向かって邁進することにヨーロッパの将来がある、と主張した。このヨーロッパ合州国は、アメリカのような民主的連邦制度で、2院制をとり、将来は大統領も選出されるかもしれない。アメリカとヨーロッパでは、歴史や文化、価値観なども異なるが、現在の危機を乗り切るには、ヨーロッパ合州国の形成しかない、とレディングは言う。

レディングも言及しているように、もとよりアメリカとヨーロッパ諸国では、その歴史的背景が異なる。アメリカでは、王家や貴族が存在していないし、先住民を除けば、みな外から来た人々によって構成されてきた。また、連合から連邦制度に移行する際には、各邦の主権の扱いが問題になったが、それでも各邦はもとをただせば、それぞれ同じ国王をいただき、イギリスの植民地行政のもとにあつた。言語も英語を共通語とすることが可能だった。

これに対し、ヨーロッパでは古くからの王家や貴族が存在しており、王政も強固に築かれていた。アメリカでは比較的スムーズに進展した人民主権への移行も、ヨーロッパとくにフランスなどでは、革命と反革命に揺れ、一筋縄ではいかなかった。また、アメリカと異なり、ヨーロッパ各国の行政は、各国全体を統括した1人の国王のもとに常時あつたのではない。言語に関しても国によって異なっている。

しかし、宗教改革が起きるまでに西欧ではローマ法王のもとでのキリスト教の世界が形成されていた。王家も各国間で姻戚関係を結んでいたし、フランク王国などのようにヨーロッパの広い範囲を支配した国もあつた。東アジアと比較すれば、より均質な世界が形成されてきた。ヨーロッパ統合を視野にいたった構想がかなり早い時期から出てきたのも、こうした背景を無視しては語れない。

他方で、ヨーロッパとアメリカ大陸との関係を見れば、コロンブスの航海以降、双方は一段と連動するようになった。大西洋の兩岸の間で人と物

の移動が促進されたが、これには政治思想も含まれる。ヨーロッパの政治思想がアメリカ大陸の植民地にもたらされただけでなく、アメリカ大陸で醸成された政治思想や政治制度もヨーロッパに影響を及ぼすようになった。

政治思想に関しては、ヨーロッパの啓蒙思想がアメリカの独立に及ぼした影響については研究が多くなされてきた。また、アメリカの独立宣言が世界に与えた影響についても研究蓄積がある³⁶。しかし、アメリカの国家統合に向けた苦難の歴史がヨーロッパ統合への動きに与えた影響については、もっと研究がなされるべき分野になっている。

アメリカによる独立宣言や対英独立戦争の勝利は、大西洋の両岸に大きな変化をもたらした。アメリカ大陸ではスペイン領やポルトガル領が崩壊し、多くの共和国が誕生した。他方で、ヨーロッパにおいても君主政の崩壊・変容が進んでいった。ヨーロッパでの共和政への動きを鼓舞したものの一つがアメリカの独立・建国である。ヨーロッパの君主たちにとっては脅威となったアメリカの独立宣言や共和政だったが、19世紀にもなると、ヨーロッパでもアメリカにならってThe United States of Europeの形成を求める動きが盛んになった。その代表的な例としてよく取り上げられるのが、『レ＝ミゼラブル』で有名なヴィクトル・ユゴーである。

ユゴーは、フランスの七月王政（1830～48年）から第二共和政（1848～52年）時に議員でもあった。第二共和政下の1849年には、パリでの国際平和会議で議長を務め、その議長講演で、彼は人類の宥和と平和を呼びかけ、フランス、ロシア、イタリア、イングランド、ドイツや（その他の）大陸の国々による統合が推進されることを求めた。The United States of America と the United States of Europe が友情の手を差し伸べ、産物などを交換し、二つのthe United Statesの無限のパワーと、人類の友愛と神の力を、人々の幸福のために結びつける日がくるだろう、とユゴーは期待した。「フランス人、イギリス人、ドイツ人、ロシア人、スラブ人、ヨーロッパ人、アメリカ人——われわれはそうした偉大な日の到来を早めるために何をすべきだろうか？われわれは互いを愛さなければなら

ない」とユゴーは言う³⁷。

このユゴーのスピーチは、ミシェル・ギョーム・ジャン・ド・クレヴクールによる『アメリカ農夫の手紙』（1782年）のなかのヨーロッパ人による融合についての記述（第3の手紙）を彷彿とさせる。また、ユゴーのスピーチにある“A day will come・・・”の表現（英文訳 [注37参照]）の繰り返しは、マーティン・ルーサー・キング牧師の「私には夢がある」の演説（1963年）を思い出させる。ユゴーは、この後も、しばしばthe United States of Europeに言及している。

The United States of Europe構想の背景には、アメリカの独立・建国とは別の流れもある。それは、ブルボン朝開祖アンリ4世の「大計画」にみられるようなヨーロッパ内での平和構築の問題である。西欧では宗教改革に伴い、カトリックとプロテスタントとの対立が激しくなり、フランスではユグノー戦争（1562～98年）が起きた。アンリ4世は戦争を終結させたが、平和構築は当時の大きな問題になっていた。アンリ4世の「事実上の宰相」ともいわれるマクシミリアン・シュリー公爵による構想では、国家連合によるヨーロッパの平和がめざされた³⁸。

このように、ヨーロッパの統合構想は、戦争と平和という問題に結びついてきたが、これに対しアメリカの独立と建国は、平和構築のみならず、主権をもった邦の連合から連邦制度への移行という点でもヨーロッパにとって参考事例になった。また、国家を分裂させた南北戦争をアメリカが乗り切ったことで、アメリカの連邦制度の弾力性と強さが強調されるようになった³⁹。

第一次世界大戦（1914～18年）の際には、ヨーロッパ再建の手立ての一つとして、The United States of Europeの形成が追求された。興味深いのは、社会主義・共産主義を支持する側からも同様の構想が語られたことだろう。ロシアでは1917年3月にロマノフ朝（1613～1917年）が終焉し、同年11月にはレーニンが率いるソヴィエト政権が成立した。外務人民委員となったレオン・トロツキーのもと、国際プロパガンダ局によって出版されたパンフレットのタイトルは、「平和計画とは何か？ヨーロッパ合州国」と題するものである。このパ

ンフレットには、1917年12月12日付のトロツキーによる序文が掲載されているが、そこでは、君主政・常備軍・秘密外交のないthe United States of Europeを形成し、産業の世界再編成における二つの軸の一つを形成しよう、と書かれていた。ここでの二つの軸とは、一つはthe United States of Europeであり、もう一つはThe United States of Americaである⁴⁰。

第一次世界大戦の際には、アメリカでもThe United States of Europeについて語られている。一例をあげれば、コロンビア大学の学長を務めたニコラス・バトラーの見解がある。彼は、The United States of Americaを先例としたThe United States of Europeの形成を求めた。ヨーロッパにとってアメリカが範となるものの一つは、連邦の形成であるとバトラーは述べ、アメリカが一億人の人口と48のコモンウェルス（48州）を統合できたこと——ここにこそヨーロッパの将来がある。それは、ヨーロッパでの連邦の形成である。アメリカの各州が州のアイデンティティを保ちながら、連邦のなかに統合されているように、ヨーロッパ各国も統合のなかに場をみつけるべきである、とバトラーは述べた⁴¹。

ヨーロッパ統合をめざす動きは、第二次世界大戦前ではリヒャルト・クーデンホーフ・カレルギー伯爵などによる汎ヨーロッパ運動にも見られ、また、カレルギーはチャーチルにも影響を与えた。

チャーチルは、第二次世界大戦時にイギリスの首相を務め（在任1940～45、1951～55年）、数々の戦時中の会談をこなした人物であるが、1945年の選挙で保守党が負け、当時、首相の座をしりぞいていた。その頃、彼が行った有名なスピーチの一つが、スイスのチューリッヒ大学の学生に向けた講演（1946年9月）である。ここでチャーチルは、過去への怨念と復讐をぬぐいさり、未来に向かっての寛容とヴィジョンを求めた。第二次世界大戦の惨禍を繰り返さないためにも、国際連合を強化し、また、「ヨーロッパ家族」（the European Family）を再建し、新しいヨーロッパを形成することを求めた。そして、ドイツとフランスが中心になって、the United States of Europeを形成せよ、と彼は訴えた⁴²。

チャーチルがチューリッヒ大学での演説で求めた具体的な行動は、ヨーロッパ評議会（1949年8月設立）の設置だった。その後、ジャン・モネの構想とシューマン宣言、1951年のパリ条約をもとに、翌年にヨーロッパ石炭・鉄鋼共同体が発足し、後のヨーロッパ統合への大きなステップとなった。モネは20世紀における二つの大戦の惨禍の再来を防ぐには、戦争遂行に不可欠な石炭と鉄鋼を共同管理することが重要と考えたのである。

もとより、第二次世界大戦後に進んだヨーロッパ統合には、古くからの平和追求の流れとは別に、共産圏との対立とそのなかでのアメリカによる欧州復興援助とヨーロッパ経済協力機構の形成（1948年）や北大西洋条約機構の設立（1949年）なども影響している。また、地盤沈下してきたヨーロッパが、統合によってアメリカに対抗しようとした側面の分析も必要である。その上で、アメリカの連邦制の道程と連動しながら、ヨーロッパ合州国構想が今日までの欧州統合に影響を与えてきたことは否めない。アメリカがなぜヨーロッパ統合の強化を望む人々に訴えるものがあるのか、21世紀における主権国家の変容を展望するなかで、さらに検討を進めて行くことが望まれる。

おわりに

「はじめに」の項でも記述したように、21世紀における国際関係を考察するとき、一つには国家内の地域（アメリカの州など）がどのように力をもつようになり、主権国家を変容させるのか、という問題を検討しなければならない。

本稿で取り上げたアメリカにおける州と国家統合との関係でいえば、英領植民地時代の遺産として、連合の時代の邦は主権をもち、連邦制度になってからは、とくに南部諸州が州権を主張し、連邦よりも州権が優位に立つと主張していた。こうした州権論の流れは、国名の扱い方で見れば、南北戦争後は国名の複数扱いの割合が減少し、20世紀には、公式の場では国名の単数扱いが定着し、州権論が南北戦争のような分裂をもたらす時代は過ぎ去った。しかし、国名の複数扱いは第二次世界大戦後の大統領によるスピーチにも見られ、また、

近年の移民政策などをめぐっては、州権をたてに、連邦政府に対し州が自らの政策の独自性を主張している。アメリカではなおも州権論は根強く存在していて、21世紀の国際関係のあり方によっては、アメリカにおいて州（地域）が新たな意味をもってくることもあるかもしれない。

かたやヨーロッパでは、国家が集まりヨーロッパ連合を形成して地域統合がめざされてきた。この過程で、アメリカでの苦闘の歴史（とくに主権をもった邦からなる連合の時代から連邦制度への移行、および南北戦争にも関わらず連邦制度が維持された点など）は、主権国家を十分に統合しきれていないヨーロッパ連合において、一つのモデルとして追求されてきた。

もちろん、すべてのEU参加国や人々がこうした考え方を支持しているわけではない。イギリスのデイヴィッド・キャメロン首相などはアメリカのような連邦制の導入には反対している⁴³。「国家にもなりきらず、しかし単なる国際機関でもないEUが、やや宙ぶらりんの中間状態を常態化させてきている」⁴⁴とも表現されているヨーロッパ連合だが、経済や移民・難民、ネイティヴィズム台頭などの問題を抱えてはいても、分離・分裂の道を進むにはヨーロッパ統合への模索の歴史はあまりにも長く、またその代償も大きい。ヨーロッパ連合の統治形態はまだ流動的であり、「新しい中世」といった分散的なフラットで重層的な権力関係が形成されていくこともあるのかもしれない⁴⁵。

統合強化の道を歩むのか、それとも分離の方向に進むのか、あるいは「宙ぶらりんの中間状態」が持続するのか——これまでの歴史を振り返れば、同じthe United Statesが追求されるなかにあっても、アメリカでは州が、ヨーロッパ連合では国家（参加国）が、統合に揺さぶりをかけうる存在になっている。アメリカの統合はヨーロッパ連合よりは強固ではあるものの、アメリカもヨーロッパも分離・分散と統合の問題を抱えている。アメリカの連邦政府と州との関係、そしてヨーロッパ連合と参加国との関係——これらの分離・分散と統合という相反する動きが交錯するなかから、どのような新しい国際関係が構築されていくのか、21世紀を見通す際には、大西洋の両岸での動向も注

視していくべきだろう。

注

- 1 ヨーロッパ統合に関する最近の文献としては、遠藤乾『統合の終焉—EUの実像と論理』岩波書店、2013年；遠藤乾編『ヨーロッパ統合史』（増補版）名古屋大学出版会、2014年；中嶋洋平『ヨーロッパとはどこか—統合思想から読む2000年の歴史』吉田書店、2015年；濱本正太郎・興津征雄『ヨーロッパという秩序』勁草書房、2013年；Anthony Giddens, *Turbulent and Mighty Continent*, Cambridge, UK: Polity Press, 2013; アンソニー・ギデンズ『揺れる大欧州—未来への変革の時』岩波書店、2015年など。
- 2 塚田鉄也『ヨーロッパ統合正当化の論理—「アメリカ」と「移民」が果たした役割』ミネルヴァ書房、2013年。遠藤編『ヨーロッパ統合史』は、「冷戦とその後」の観点から、「EU-NATO-CE体制」の形成と変容を扱っている。その42～43頁には、アメリカと「ヨーロッパ合衆国」についても、短い言及がある。
- 3 平島健司「EU政体への接近」東京大学『社会科学研究』54巻1号、2003年1月、57頁など。
なお、アメリカの独立・建国期における統合問題については、斎藤眞『アメリカ革命史研究—自由と統合』東京大学出版会、1992年。
- 4 Edmund C. Burnett, “The Name ‘United States of America,’” *The American Historical Review*, Vol.31, No. 1, Oct. 1925, pp.79-81. 独立宣言については、その他、Pauline Maier, *American Scripture: Making the Declaration of Independence*, New York: Knopf, 1997. Maierには連邦憲法についての著作もある。Maier, *RATIFICATION: The People Debate in the Constitution, 1787-1788*, New York: Simon & Schuster, 2010.
- 5 The Articles of Confederation between the Plantations under the Government of the Massachusetts, the Plantations under the Government of New Plymouth, the Plantations

under the Government of Connecticut, and the Government of New Haven with the Plantations in Combination therewith, May 19, 1643. Avalon Project, Yale University, [http://avaln.law.yale.edu/17th century/art1613.asp](http://avaln.law.yale.edu/17th%20century/art1613.asp).

第2項では、以下のように書かれている。下線は、筆者による。

The said United Colonies for themselves and their posterities do jointly and severally hereby enter into a firm and perpetual league of friendship and amity for offence and defence, mutual advice and succor upon all just occasions both for preserving and propagating the truth and liberties of the Gospel and for their own mutual safety and welfare.

- 6 *A Declaration by the Representatives of the United Colonies of North-America, met in General Congress, at Philadelphia, setting forth the Causes and Necessity of their taking up Arms. Also, An Address from The Twelve United Colonies, by their Delegates in Congress, to the Inhabitants of Great-Britain*, Philadelphia: W.T. Bradford, 1775, pp.1-8. (下線筆者)
- 7 *The Twelve United Colonies*, by their Delegates in Congress, to the Inhabitants of Great-Britain, 注6の文献, pp.8-16. (下線筆者)
- 8 Curtis P. Nettels, *George Washington and American Independence*, Boston: Little Brown, 1951, p.232.
- 9 Nettels, p.128.
- 10 Nettels, p.176.
- 11 Nettels, p.232.
- 12 Byron DeLear, “Who coined ‘United States of America’? Mystery might have intriguing answer,” July 4, 2013. <http://www.csmonitor.com/>.
- 13 <http://publications.usa.gov/epublications/ourflag/history3.htm>; “Flag, the American,” Richard L. Blanco, ed., *The American Revolution 1775-1783: An Encyclopedia*, Vol.I, New York: Garland, 1993, pp.536-539.
- 14 Byron DeLear, “Who coined the name ‘United States of America’? Mystery gets new twist,” *Christian Science Monitor*, August 16, 2012.

<http://www.csmonitor.com/>.

『ヴァージニア・ガゼット』の4月6日の記事 “To the Inhabitants of Virginia, Williamsburgh, April 6, 1776” は, *American Archives: Documents of the American Revolutionary Period, 1774-1776* で得られる。 <http://amarch.lib.niu.edu/islandora/object/niu-amarch%3A87440>.

- 15 Maier, *American Scripture*, p.44; William Safire, “On Language; Name That Nation,” *New York Times Magazine*, July 5, 1998, <http://www.nytimes.com/1998/07/05/magazine>; Safire, “On Language; Paine in the Neck,” *The New York Times Magazine*, March 29, 1998.
- 16 Mariam Touba, “Who Coined the Phrase ‘United States of America’? You May Never Guess,” New York Historical Society, Nov. 5, 2014. <http://blog.nyhistory.org/coined-phrase-united-states-america-may-never-guess/>.
- 17 “Congress renames the nation ‘United States of America’,” Sep.9, 1776, <http://www.history.com/>.
- 18 Burnett, p.81; Transcript of Treaty of Alliance with France (1778) <http://www.ourdocuments.gov>.
- 19 連邦憲法修正第10条の原文は、以下のようになっている。
The Powers not delegated to the United States by the Constitution, nor prohibited by it to the States, are reserved to the States respectively, or to the people.
連邦憲法については、アメリカ大使館が日本語と英語で憲法全文を掲載している。
<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/jusaj-majordocs.html>.
- 20 G.H.Emerson, Article IV, “The Making of a Nation,” *The Universalist Quarterly and General Review*, Volume XLVIII, New Series-Volume XXVIII, Boston: Universalist Publishing House, 1891, p.50; 以下、国名の単数・複数扱いについては、 Benjamin Zimmer, “Language Log: LIFE IN THESE, UH, THIS UNITED STATES,” November 24, 2005, <http://itre.cis.upenn.edu/~mul/language-log/archives/002663.html>.

- 21 Shelby Foot, *The Civil War: A Narrative, RED RIVER to APPOMATOX*, Vol.3, NY: Vintage Books, 1986 (1974), p.1042; Mark Liberman, "Language Log: The United States as a subject, October 6, 2009," <http://languagelog.ldc.upenn.edu/nll/?p=1794>.
- 22 John W. Foster, "ARE OR IS?: Whether a Plural or a Singular Verb Goes With the Words United States," *The New York Times Saturday Review of Books and Art*, May 4, 1901; 同様の記述は、以下の書籍でも書かれている。John W. Foster, *The Practice of Diplomacy: As Illustrated in the Foreign Relations of the United States*, Boston: Houghton, 1906, pp.84-90.
- 23 Foster, *The Practice of Diplomacy*, p.84.
- 24 Foster, *The Practice of Diplomacy*, p.88.
- 25 Transcript of Treaty of Alliance with France, 1778, <http://www.ourdocuments.gov>.
- 26 Transcript of Treaty of Paris (1783), <http://www.ourdocuments.gov>.
- 27 Treaty between the United States of America and the French Republic, April 30, 1803; Treaty of Peace and Amity between His Britannic Majesty and the United States of America, Dec. 4, 1814; Treaty of Peace, Friendship, Limits, and Settlement between the United States of America and the United Mexican States Concluded at Guadalupe Hidalgo, February 2, 1848. <http://www.ourdocuments.gov>.
グアダルルーペ・ヒダルゴ条約の13～15条でも、以下のように複数扱いになっている。
Article XIII: The United States engage, moreover, to assume . . .
Article XIV: The United States do furthermore discharge . . .
Article XV: The United States . . . undertake to make satisfaction for the same . . .
- 28 Zimmer, "Language Log." および注19参照。
- 29 Zimmer, "Language Log"; "138. Remarks at the Armed Forces Dinner," May 19, 1950, Public Papers of the Presidents: Harry S. Truman, Truman Library, Independence, Missouri, <http://trumanlibrary.org/publicpapers/viewpapers.php?pid=762>.
- 30 "136.Toasts of the President and the President of Ecuador," June 22, 1951. Public Papers of the Presidents: Harry S. Truman, Truman Library, <http://trumanlibrary.org/publicpapers/index.php?pid=350&st=&st1=>.
- 31 "THE UNITED STATES 'IS'," *THE SACRED HEART REVIEW*, Vol.27, No.4, January 25, 1902, p.64; "THE UNITED STATES, HIS," *New York Times*, Dec. 2, 1906. p.1.
- 32 Minor Myers, "Supreme Court Usage and the Making of an 'Is'," Research Paper No. 173, Brooklyn Law School Legal Studies, Oct. 2009, pp.457-465.
この研究による数値では、1890-1899年には、国名の単数扱いが16件、複数扱いが34件だったのに対し、1900-1909年には単数扱い30件、複数扱い2件となり、1910-1919年には単数扱いのみ(27件)になっている。p.465.
- 33 Convention for the Construction of a Ship Canal (Hay-BunauVarilla Treaty), November 18, 1903. http://avalon.law.yale.edu/20th_century/pan001.asp; Transcript of Theodore Roosevelt's Corollary to the Monroe Doctrine (1905) (Excerpted from Theodore Roosevelt's Annual Message to Congress, December 6, 1904). U.S. National Archives & Records Administration, www.ourdocuments.gov; TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA, January 19, 1960. <http://www.mofa.go.jp/region/n-america/us/q&a/ref/1.html>.
- 34 Jose Manuel Durao Barroso, President of the European Commission, "State of the Union 2012 Address," Plenary session of the European Parliament/Strasbourg, Sep.12, 2012, SPEECH/12/596.
- 35 Viviane Reding, Vice-President of the European Commission, "Why we need a United States of Europe now," Centrum fur Europarecht an der University Passau, Nov.8, 2012. とくに12-13頁。

- 36 最近のものとしては、デイヴィッド・アーミティッジ『独立宣言の世界史』ミネルヴァ書房、2012年；田中秀夫『アメリカ啓蒙の群像—スコットランド啓蒙の影の下で 1723—1801』名古屋大学出版会、2012年など。
- 37 “THE UNITED STATES OF EUROPE: PRESIDENTIAL ADDRESS AT THE INTERNATIONAL PEACE CONGRESS, PARIS, AUGUST 22, 1849,” By Victor Hugo, World Peace Foundation Pamphlet Series, *THE UNITED STATES OF EUROPE BY VICTOR HUGO*, Boston: World Peace Foundation, Vol.IV, No.6, Part II, Oct. 1914, pp.3-9; 遠藤乾編『原典 ヨーロッパ統合史—史料と解説』名古屋大学出版会、2008年、45-49頁。この史料集には、抜粋ではあるが、ヨーロッパ統合に関わる人々のスピーチや覚書などの翻訳が掲載されている。なお、本稿での文言は、上記の英文の文献に依拠している。
- ユゴーについては、その他、平野和彦「ヴィクトール・ユゴーに見られるヨーロッパ連合（EU）の原風景—ヨーロッパ合衆国Etats-Unis d'Europe—」『桐朋学園大学研究紀要』34集、2008年、133-154頁など。クレヴクールについては『アメリカ農夫の手紙』アメリカ古典文庫、第二巻、研究社、1982年。
- 38 *The Great Design of Henry IV from the Memoirs of the Duke of Sully and the United States of Europe* by Edward Everett Hale, with introduction by Edwin D. Mead, International School of Peace, Boston: Ginn, 1909; 川村仁子『『平和のための国際組織』の思想的潮流—古代コスモポリタニズムからカントの永遠平和論まで—』『立命館国際研究』23巻2号、2010年10月、153頁。
- 39 William T. Stead, *The United States of Europe on the Eve of the Parliament of Peace*, NY: Doubleday & McClure, 1899, pp.1-2.
- 40 L. Trotzky, *What Is a Peace Program? United States of Europe*, the Bureau of International Propaganda, the Provisional Workmen's and Peasants' Government of the Russian Republic, Petrograd.
- 社会主義・共産主義の側での論議については、鶴嶋雪嶺「ヨーロッパ合衆国をめぐる論争について」關西大學經濟學會『關西大學經濟論集』1964年9月、14巻2号、167-180頁など。
- 41 “The United States of Europe” an interview with Nicholas Murray Butler by Edward Marshall, *New York Times*, Oct. 18, 1914. そのほかThe United States of Europeを論じたものとして、George H. Shibley, *The Allies Pledged to a United States of Europe*, *The World State*, Vol.1, No.1, Washington DC: League for World Peace, 1915; Richard Wilson Boynton, *The Vital Issues of the War*, Boston: Beacon Press, 1918のなかの、Sermon VIII “The United States of Europe,” pp.119-134.
- 42 “Mr Winston Churchill speaking in Zurich 19th September 1946,” The Churchill Society London, <http://www.churchill-society-london.org.uk/astonish.html>; 細谷雄一「ウィンストン・チャーチルにおける欧州統合の理念」『北大法学論集』52巻1号、2001年、71-117頁；川崎晴朗「研究ノート『チューリッヒ演説』の一解釈—チャーチルと戦後の欧州統合運動—」『外務省調査月報』2004年、No.1、61-90頁など。
- 43 イギリスのキャメロン首相は、the United States of Europeの形成に反対している。例えば、“Cameron against united Europe,” *The Peninsula* [Doha] 25 Jan.2013.
- 44 遠藤編『ヨーロッパ統合史』337頁。遠藤『統合の終焉』によれば、第二次世界大戦後のヨーロッパ統合は、「冷戦の産物」であり、今日のヨーロッパ連合は、「ポスト統合」の時期にある。そこでは、「統合（integration）」と「逆統合（disintegration）」との綱引きが、「ポスト統合を生きるEUの中心に座る」と論じている。同書vi-vii頁。
- 45 田中明彦『新しい中世：21世紀の世界システム』日本経済新聞社、1996年、187頁。
- インターネットからの史料は、2015年6月28日にそのサイトを確認した。